

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業者

| | |
|--------|-----------------|
| 事業者の名称 | 医療法人社団 聖嶺会 |
| 法人所在地 | 茨城県笠間市八雲2-12-14 |
| 法人種別 | 医療法人 |
| 代表者氏名 | 立川 裕一郎 |
| 電話番号 | 0296-77-7211 |

2. 運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。

また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

3. 概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

| | |
|----------|--------------------|
| 事業所名 | シルバービレッジ居宅介護支援センター |
| 所在地 | 茨城県笠間市南小泉977-1 |
| 介護保険指定番号 | 0873200034 |
| サービス提供地域 | 笠間市 |

(2) 当法人のあわせて実施する事業

| 種類 | 事業者名 | 事業者指定番号 |
|-----------------|------------------|------------|
| 介護老人保健施設 | 介護老人保健施設シルバービレッジ | 0853280022 |
| 短期入所療養介護 | : | : |
| 通所リハビリテーション | : | : |
| 介護予防短期入所療養介護 | : | : |
| 介護予防通所リハビリテーション | : | : |

(3) 職員体制

| 従業員の職種 | 業務内容 | 人数 |
|-----------|-------------------|----|
| 管理者 | 事業所の運営および業務全般の管理 | 1人 |
| 主任介護支援専門員 | 居宅介護支援サービス等に係わる業務 | 5人 |
| 介護支援専門員 | 居宅介護支援サービス等に係わる業務 | 人 |

(4) 勤務体制

| | |
|---------------|---|
| 平日 (月)～(金) | 午前8時30分～午後5時30分・土日・祝祭日は日直対応原則として、土日・祝祭日・盆・年末年始を除く |
| 緊急連絡先 | 支援センター連絡先にて24時間体制にて受付 |

(5) 居宅介護支援サービスの実施概要

| 事項 | 備考 |
|---------|--|
| 課題分析の方法 | 全社協様式を使用し、厚生省の標準課題項目に準じて最低月1回は利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行う |
| 研修の参加 | 現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加 |
| 担当者の変更 | 担当の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能 |

4. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

(1) 当事業所相談窓口

| | |
|------|--------------------------|
| 相談窓口 | シルバービレッジ居宅介護支援センター |
| 担当者 | 柿長 真一 |
| 電話番号 | 0296-78-0500 |
| 対応時間 | 午前8時30分～午後5時30分（土日祝祭日除く） |

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くと共に、担当者およびサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果および具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

(3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者よりの対応状況も正確に確認すると共に、その苦情の真の原因を突き止めよりよいサービスが提供されるよう、十分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

(4) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

外部苦情相談窓口

| | | |
|--------------------------|--------|-------------------------|
| 笠間市役所 高齢福祉課 介護保険 | 電話 番号 | 0 2 9 6 - 7 7 - 1 1 0 1 |
| | 窓口受付時間 | 8時30分～17時15分：土日祝日除く |
| 茨城県国民健康保険団体 連合会 介護保険課 | 電話 番号 | 0 2 9 - 3 0 1 - 1 5 6 5 |
| | 窓口受付時間 | 8時30分～17時15分：土日祝日除く |

5. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のとおり対応を致します。

① 事故発生の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。

② 処理経過及び再発防止策の報告

① の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村（保険者）に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い再発防止に努めます。

6. 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

7. 主治の医師および医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

① 利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるように、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。

② また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

8. 他機関との各種会議等

- ①利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。
- ②利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上でテレビ電話等を活用して実施します。

9. 秘密の保持

- ①事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者および家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ②事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- ③事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

10. 利用者自身によるサービスの選択と同意

- ①利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
 - ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求められます。
 - ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
 - ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- ②末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

1 1. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 2. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果について、介護支援専門員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- ④ 感染症の予防及びまん延防止の措置を講じるための担当者を置きます。

1 3. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

1 4. ハラスメント対策

事業所は、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策を行うために、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所におけるハラスメント対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底します。
- ② 事業所におけるハラスメント対策のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、ハラスメント対策のための研修を定期的実施します。
- ④ ハラスメント対策の措置を講じるための担当者を置きます。

1 5. 身体拘束の適正化

事業所は、身体拘束の適正化のための取組について、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における身体拘束の適正化を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底します。
- ② 事業所における身体拘束の適正化のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、身体拘束の適正化のための研修を定期的実施します。
- ④ 身体拘束の適正化の措置を講じるための担当者を置きます。

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各自1通を保有するものとしします。

但し、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を可能とします。

別紙 1

利用料金及び居宅介護支援費

居宅介護支援費 I

| | | | |
|--------------|---|-----------|----------|
| 居宅介護支援 (i) | 介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 未満である場合又は 45 以上である場合において、45 未満の部分 | 要介護 1・2 | 1,086 単位 |
| | | 要介護 3・4・5 | 1,411 単位 |
| 居宅介護支援 (ii) | 介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 以上である場合において、45 以上 60 未満の部分 | 要介護 1・2 | 544 単位 |
| | | 要介護 3・4・5 | 704 単位 |
| 居宅介護支援 (iii) | 介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 以上である場合において、60 以上の部分 | 要介護 1・2 | 326 単位 |
| | | 要介護 3・4・5 | 422 単位 |

居宅介護支援費 II

| | | | |
|--------------|---|-----------|----------|
| 居宅介護支援 (i) | 介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 50 未満である場合又は 50 以上である場合において、50 未満の部分 | 要介護 1・2 | 1,086 単位 |
| | | 要介護 3・4・5 | 1,411 単位 |
| 居宅介護支援 (ii) | 介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 50 以上である場合において、50 以上 60 未満の部分 | 要介護 1・2 | 527 単位 |
| | | 要介護 3・4・5 | 683 単位 |
| 居宅介護支援 (iii) | 介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 50 以上である場合において、60 以上の部分 | 要介護 1・2 | 316 単位 |
| | | 要介護 3・4・5 | 410 単位 |

利用料金及び居宅介護支援費[減算]

| | | |
|-----------|--|-----------------|
| 特定事業所集中減算 | <p>正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中等</p> <p>(指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)</p> | 1 月につき 200 単位減算 |
| 運営基準減算 | <p>適正な居宅介護支援が提供できていない場合</p> <p>運営基準減算が 2 月以上継続している場合算定できない</p> | 基本単位数の 50%に減算 |

| | | |
|----------------|--|---------------|
| 業務継続計画未実施減算 | <p>以下の基準に適合していない場合</p> <p>*感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること</p> <p>*当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること</p> | 所定単位数の1.0%を減算 |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算 | <p>虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合</p> <p>*虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること</p> <p>*虐待の防止のための指針を整備すること</p> <p>*従業者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的実施すること</p> <p>*上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと</p> | 所定単位数の1.0%を減算 |

特定事業所加算

| 算定要件 | | 加算 (I) (519 単位) | 加算 (II) (421 単位) | 加算 (III) (323 単位) | 加算 (A) (114 単位) |
|------|--|-----------------------|------------------------|-------------------------|-------------------------|
| ① | <p>専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること</p> <p>*利用者に対する指定供託介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。</p> | 2名 以上 | 1名 以上 | 1名 以上 | 1名 以上 |
| ② | <p>専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること</p> <p>*利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。</p> | 3名 以上 | 3名 以上 | 2名 以上 | 常勤・ 非常勤 各1名 以上 |

| | | | | | |
|---|--|---|---|---|--------------|
| ③ | 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的開催すること | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ④ | 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること | ○ | ○ | ○ | ○ (連携でも可) |
| ⑤ | 算定日が属する月の利用者総数のうち要介護3～要介護5である者が4割以上であること | ○ | × | × | × |
| ⑥ | 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること | ○ | ○ | ○ | ○ (連携でも可) |
| ⑦ | 地域包括支援センターから支援から支援困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑧ | 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病疾患等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑨ | 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑩ | 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50名未満)であること | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑪ | 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保していること(平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用) | ○ | ○ | ○ | ○ (連携でも可) |
| ⑫ | 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施していること | ○ | ○ | ○ | ○ (連携でも可) |
| ⑬ | 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること | ○ | ○ | ○ | ○ |

特定事業所医療介護連携加算 125単位

| 算定要件 | |
|------|---|
| ① | 前々年度の3月から前年度の2月迄の間、退院退所加算の算定における病院及び介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上であること |
| ② | 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること |
| ③ | 特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)のいずれかを算定していること |

加算について

| | | |
|---------------------|---|--------|
| 初回加算 | 新規として取り扱われる計画を作成した場合 | 300 単位 |
| 入院時情報連携加算(Ⅰ) | 利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合 *入院日以前の情報提供を含む *営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む | 250 単位 |
| 入院時情報連携加算(Ⅱ) | 利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合 *営業時間終了後に入院した場合にあって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む | 200 単位 |
| イ) 退院・退所加算(Ⅰ)イ | 病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること | 450 単位 |
| ロ) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ | 病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること | 600 単位 |
| ハ) 退院・退所加算(Ⅱ)イ | 病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること | 600 単位 |
| ニ) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ | 病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること | 750 単位 |
| ホ) 退院・退所加算(Ⅲ) | 病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること | 900 単位 |
| 通院時情報連携加算 | 利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月1回を限度とすること | 50 単位 |
| ターミナル ケアマネジメント加算 | 在宅で死亡した利用者に対して、週末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者を提供した場合算定 | 400 単位 |
| 緊急時等 居宅カンファレンス加算 | 病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 | 200 単位 |

別紙 2

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりです。(努力義務)

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

| | |
|-----------|-------|
| 訪問介護 | 14.5% |
| 通所介護 | 53.0% |
| 地域密着型通所介護 | 9.3% |
| 福祉用具貸与 | 61.1% |

① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

| | | | |
|-----------|---------------------|------------------|---------------------|
| 訪問介護 | すずらんの里訪問介護事業所 39.1% | 介護センターかさま 17.5% | 訪問介護事業所ゆう 12.3% |
| 通所介護 | デイサービスやまびこ 25.5% | ケアレジデンスいわま 14.4% | すずらんの里通所介護事業所 12.1% |
| 地域密着型通所介護 | 友部接骨院デイ 27.4% | デイサービス福楽縁 24.2% | ヴィレッジかさまデイ 22.5% |
| 福祉用具貸与 | ロングライフ 28.7% | 茨城福祉サービス 26.2% | パナソニック水戸 21.6% |